

訂 正 表

令和6年5月22日に公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）が公布されたことに伴い、議案第7号 札幌市税条例等の一部を改正する条例案の一部に変更がありましたので、下記の箇所の訂正をお願いします。

記

（注） 下線の部分が訂正箇所です。

・ 市長提出議案等 41 ページ

【変更前】

附則第2条第2項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

・
・
・

(3) 第1条中札幌市税条例附則第3条の2の3の改正規定及び第2条の規定
公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日

【変更後】

附則第2条第2項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

・
・
・

(3) 第1条中札幌市税条例附則第3条の2の3の改正規定及び第2条の規定
公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日